

経済財政運営と改革の基本方針 2016
～600兆円経済への道筋～

(社会保障分野抜粋)

平成28年6月2日

経済財政運営と改革の基本方針 2016

(目次)

第1章 現下の日本経済の課題と考え方

1. 日本経済の現状と課題
 - (1) 世界経済の状況と我が国の課題
 - (2) 熊本地震への対応

2. 「成長と分配の好循環」の目指すところ
 - (1) アベノミクス「新・三本の矢」の一体的推進
 - (2) 地方創生

3. 600兆円経済に向けた道筋の基本的考え方

4. 東日本大震災からの復興・創生
 - (1) 復興の現状と課題
 - (2) 復興事業・予算
 - (3) 原子力災害からの復興・再生

第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路^{あいろ}の根本にある構造的な問題への対応
 - (1) 結婚・出産の支援
 - (2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等
 - (3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等
 - (4) 女性の活躍推進
 - (5) 介護の環境整備等
 - (6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

2. 成長戦略の加速等
 - (1) 生産性革命に向けた取組の加速
 - ① 人材育成
 - ② 教育の再生

- ③ 研究開発投資の促進
- ④ 企業の成長力・収益力の強化と活用
- ⑤ サービス産業の生産性向上
- (2) 新たな有望成長市場の創出・拡大
 - ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組
 - ② 文化芸術立国・スポーツ立国
 - ③ PPP／PFIの推進
 - ④ メンテナンス産業の育成・拡大
 - ⑤ 観光の基幹産業化
 - ⑥ 攻めの農林水産業の展開
- (3) TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化
 - ① TPPを活用した新たなグローバル・バリューチェーンの構築等
 - ② 対日直接投資の更なる促進
 - ③ 「日本ブランド」の下での戦略的な輸出・観光促進
 - ④ 外国人材の活用
- (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
 - ① 地方創生
 - ② 中堅・中小企業・小規模事業者支援
 - ③ 地域の活性化
- (5) 防災・国土強靱化、成長力を強化する公的投資への重点化
 - ① 社会資本整備の重点化と生産性革命
 - ② 国土強靱化
 - ③ 防災・減災
 - ④ 都市の活力の向上等
- (6) 規制改革の推進
- (7) 経済統計の改善

3. 個人消費の喚起

- (1) 賃金・可処分所得の引上げ等
- (2) 潜在的な消費需要の実現
 - ① 健康長寿分野での新社会システムの構築
 - ② 国内・外国人旅行者双方による観光・旅行消費の活性化
- (3) ストックを活用した消費・投資喚起
- (4) 消費者マインドの喚起

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

- (1) アベノミクスの成果の活用
- (2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

- (3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築
- (4) 資源配分の効率化

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

- (1) 外交、安全保障・防衛等
 - ① 外交
 - ② 安全保障・防衛等
- (2) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）
 - ① 治安・司法・危機管理等
 - ② 消費者行政の推進
- (3) 資源・エネルギー
- (4) 地球環境への貢献

第3章 経済・財政一体改革の推進

- 1. 経済・財政一体改革の着実な推進
- 2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大
 - (1) 先進・優良事例の展開促進
 - ① 健康増進・予防サービス
 - ② 自治体の公共サービス
 - (2) 国と地方の連携強化
 - (3) 「見える化」の徹底・拡大
- 3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化
- 4. 実効的なPDCAサイクルの構築
- 5. 主要分野ごとの改革の取組
 - (1) 社会保障
 - ① 基本的な考え方
 - ② 「見える化」の更なる深化とワイズ・スペンディング
 - ③ 潜在需要の顕在化
 - (2) 社会資本整備等
 - ① 基本的な考え方
 - ② コンパクト・プラス・ネットワークの推進
 - ③ 公的ストックの適正化

- ④ PPP／PFIの推進
- ⑤ 戦略的な社会資本整備
- (3) 地方行財政改革・分野横断的な課題
 - ① 基本的な考え方
 - ② 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革
 - ③ 地方行財政の「見える化」等
 - ④ 広域化・共同化などの地方行政分野における改革
 - ⑤ IT化と業務改革、行政改革等
- (4) 文教・科学技術等
- (5) 歳入改革、資産・債務の圧縮
 - ① 歳入改革
 - ② 資産・債務の圧縮

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方
2. 平成29年度予算編成の基本的考え方
 - (1) 集中改革期間2年目の取組
 - (2) 平成29年度予算編成の在り方

第2章 成長と分配の好循環の実現

「成長と分配の好循環」の実現に向け、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、消費税率の10%への引上げを2019年（平成31年）10月まで2年半延期するとともに、2020年度（平成32年度）の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を堅持する。「経済・財政再生計画」の枠組みの下、以下の方針により、アベノミクスの成果の活用等を図りつつ、短期・中長期的視点から、適切な経済財政運営を進める。

- 日本の景気回復の腰折れを回避し、日本経済を再びデフレに戻さない。
- 平成28年（2016年）熊本地震による被災者の生活への支援等に万全を期す。また、地域経済の早期回復や産業復旧に取り組む。
- 世界経済の回復のための国際協調に向け積極的に取り組む。
- 少子高齢化などの構造問題に正面から取り組み、様々な「壁」を一つ一つ取り除き、誰もが活躍できる一億総活躍社会を構築する。
- サプライサイドの強化を所得や需要の増加に結び付け、所得や需要の増加を持続的成長に結びつけるとともに、ローカル・アベノミクスを深化させることで「成長と分配の好循環」を一層強化する。
- 「経済・財政再生計画」に掲げる歳出改革等を着実に実行し、国・地方を通じたワイズ・スペンディングを徹底する。

具体的には、以下のような取組を進める。また、アベノミクスや一億総活躍社会の実現をはじめとする政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報の積極的かつ効果的な展開を図る。

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路^{あいろ}の根本にある構造的な問題への対応

個人消費や設備投資に力強さを欠くといった経済成長の隘路^{あいろ}の根本には、人口減少、少子高齢化という構造的な問題がある。すなわち、人口減少や少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安となっている。これらの構造的な問題に、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」により、真正面から取り組もうとしている。

少子高齢化への対応は待ったなしの最重要課題であり、将来に先送りすることなく、アベノミクスによる成長の果実が得られつつある今こそ、希望どおりに働き、結婚、出産、子育てができる環境を早急に整えるべきである。また、第4次産業革命に対応するためにも、労働市場の柔軟性と労働者の安心を両立させる新しい働き方を確立していくことが必要である。

このため、以下の事項について、「ニッポン一億総活躍プラン」¹を踏まえ、取組を進

¹ 「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）

める。

(1) 結婚・出産の支援

少子高齢化が深刻化する中、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備するための支援を充実するとともに、結婚・出産を希望する若者世帯・子育て世帯が望む住生活の充実を図る。このため、地域の特性に応じた自治体の取組支援、企業等による結婚支援の取組支援、ライフプランニング・キャリア形成のための教育の強化、若者・子育て世帯向け住宅支援に取り組む。

不妊治療に必要な支援等を推進するため、不妊治療に係る相談機能等の充実に取り組む。

(2) 子ども・子育て支援、子供の貧困対策等

地域の実情に応じ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない子育て支援体制の拡充を進める。このため、子育て世代包括支援センターの整備や、多子世帯への支援、地域子育て支援拠点・利用者支援事業・ファミリーサポートセンター事業の整備に取り組む。また、地域全体で子供たちの学びや成長を支える活動の推進や小児・周産期医療提供体制の充実に取り組む。

出産後・子育て中の就業や子供の体調不良への対応など様々な保育ニーズに対応し、保育所、企業主導型保育、病児保育等多様な保育の受け皿や放課後児童クラブや放課後子供教室等の整備を空き教室などの地域のインフラを活用しながら推進するとともに、放課後等における学習・体験活動の充実を図る。「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施し、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増収分を優先的に充てる。また、更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め適切に確保していく。保育人材の確保策と併せた総合的取組により、保育の待機児童は平成29年度末、放課後児童クラブの待機児童は平成31年度末の解消を目指し、以降も維持継続する。平成30年度以降も、女性の就業の更なる増加や働き方改革の進展、保育との切れ目ない支援となる育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿確保に取り組む。

また、求められる保育サービスを支えるために必要な保育人材を確保するため、保育士²の処遇改善、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。あわせて、放課後児童クラブや児童養護施設等についても、業務や経験に応じた処遇改善や生産性向上を通じた労働負担の軽減等に総合的に取り組む。

家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができ、子育てのしやすい環境づくりとして、三世代の同居・近居を推進する。このため、三世代同居に対応した優良な住宅の整備又はリフォームへの補助や、三世代同居に対応した住宅リフォームに

² 「子ども・子育て支援新制度」の下での認定こども園及び幼稚園等の職員に係るものを含む。

係る所得税の特例措置、地域居住機能再生推進事業等を実施する。

安心して子供を産み育てられるための教育環境が重要である。教育機会の不平等による貧困の固定化を回避し、家庭の経済事情等にかかわらず全ての子供たちが夢に向かって希望する教育を受けられる教育環境を整備する。このため、教育費負担軽減、不登校・中退等対策に取り組む。

世代を超えた貧困の連鎖をなくすための取組を進め、格差が固定化されず、社会的流動性のある環境を整備する。このため、子供の居場所づくりや学習支援、生活保護制度における子供の自立支援、親の就労支援、養育費確保策、国民運動の展開や地域ネットワークの形成など社会全体の取組支援、児童虐待防止対策に取り組む。

非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善を進めることにより若者の経済的基盤の強化を図るとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者への医療・福祉・教育・就労に渡る切れ目ない伴走型支援の提供、在学中における相談支援・指導体制の充実等により、若者の就労・自立を目指す。

(3) 就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

働き方改革を、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジと位置付け、同一労働同一賃金の実現など非正規雇用労働者の待遇改善、総労働時間抑制等の長時間労働是正に取り組み、多様な働き方の選択肢を広げる。また、非正規雇用労働者の正社員転換や年次有給休暇の取得促進等を推進する。

高齢者の就業率を高めることが重要であり、65歳以降の継続雇用延長・65歳までの定年引上げを行う企業等に対する支援、高齢者雇用を支える改正雇用保険法³⁾の施行、企業における再就職受入支援や高齢者の就労マッチング支援の強化により、高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を図る。

また、地域の特性に応じた働き方改革を進め、地域働き方改革会議の取組支援、働き方改革に関する先進的な取組の普及、都市部から地方への人材還流を図る。

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理⁴⁾を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。社会保障制度については、年金機能強化法⁵⁾による本年10月からの大企業における被用者保険の適用拡大に加え、中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずるとともに、施行状況、就労実態や企業への影響等を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進める。その際、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に

³⁾ 「雇用保険法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第17号)

⁴⁾ 「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)」(平成26年11月7日政府税制調査会取りまとめ)及び「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(平成27年11月13日政府税制調査会取りまとめ)

⁵⁾ 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第62号)

進める観点から、短時間労働者の賃金引上げや本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底するとともに、人手不足の状況などを注視し、必要に応じて充実・強化する。国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、人事院に対し検討を要請しており、その検討結果を踏まえ、速やかに対処する。民間企業における配偶者手当についても、厚生労働省において取りまとめた「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」⁶について広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促していく。

(4) 女性の活躍推進

我が国最大の潜在力である「女性の力」を十分に発揮させなければならない。様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことができるよう、女性の活躍を加速する必要がある。

このため、「女性活躍加速のための重点方針2016」⁷に基づき、長時間労働の削減などの働き方改革や男性の家事・育児等への参画促進、テレワーク等による柔軟な働き方の推進、女性活躍のための行動計画の策定・情報公表等による女性の積極的な採用・登用の促進、将来指導的地位に登用される女性の候補者の育成などの取組を推進する。子育て等で一度退職した正社員等の復職やキャリアアップへの道が一層開かれるようにするため、企業への働きかけ、大学・専修学校等における実践的な学び直し機会の提供を推進する。あわせて、多様な正社員などの女性が働きやすい働き方の環境整備を推進するとともに、いわゆるセクハラ・マタハラの防止に向けた取組を推進する。

(5) 介護の環境整備等

介護サービスが利用できずやむを得ず離職する者をなくすとともに、特別養護老人ホームに入所が必要であるにもかかわらず自宅で待機している高齢者を解消することを目指し、介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤を整備し、地域包括ケアを推進する。このため、在宅・施設サービスの整備、介護離職の観点も含めた介護ニーズの把握等に関する調査、高齢者の自立支援や介護予防に取り組む保険者等の好事例の全国展開、国有地の利用推進、介護基盤整備の強力な推進に取り組む。

求められる介護サービスを提供するための人材の確保に向けて、介護人材の処遇改善等、多様な人材の活用と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。

家族が介護を必要とする状況になったときに、職場や地域包括支援センター等、様々な場所で介護の情報を入手し、相談できる体制を構築する。また、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の実現等により、認知症の介護を行う家族等への支援を行う。このため、地域包括支援センターの強化、認知症サポーターの養成、認知症初期集中支

⁶「配偶者手当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」(平成28年5月9日付基発0509第1号)

⁷「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

援チームの設置、家族支援の普及、成年後見制度の利用促進に取り組む。

誰もが介護休業の取得をためらうことのない社会を目指し、拡充された介護休業制度の周知や各企業への働きかけ、介護と仕事の両立が可能な働き方の普及を推進する。

健康寿命の延伸は、個人の努力を基本としつつ、自治体や医療保険者、雇用する事業主等が、意識付けを含め、個人が努力しやすい環境を整える。また、老後になってからの予防・健康増進の取組だけでなく、現役時代からの取組も重要であり必要な対応を行う。

(6) 障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現

障害者、難病患者、がん患者等も、それぞれの希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる社会を目指し、就労支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の文化芸術活動の振興等を進め、社会参加や自立を促進していく。性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

2. 成長戦略の加速等

(略)

3. 個人消費の喚起

人口減の下にあっても需要先細り懸念にとらわれることなく、少子化、高齢化、グローバル化などの時代の変化に対応する必要があるにもかかわらず顕在化していない潜在需要を発掘することにより、国民が求める新たな財・サービスを生み出すとともに、実質所得の向上、家計や企業の先行き不安の払拭、歳出改革や経済再生による歳出抑制効果を現役世代に還元する仕組みの構築、消費者マインドの喚起に取り組み、個人消費や設備投資を喚起する。

(1) 賃金・可処分所得の引上げ等

近年の労働分配率は低下傾向にあり、こうした流れに歯止めをかける必要がある。平成28年春季労使交渉において、多くの企業において3年連続となる賃金・一時金の引上げを実現し、平成29年以降も企業収益に見合った賃金の引上げの流れが継続することが必要である。

最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円となることを目指す。

これらを実現するため、所得拡大促進税制の活用や、中小企業・小規模事業者の生産

性向上の支援などの環境整備を進める。

若者・子育て世帯が、必要な質や広さを備えた住宅に低廉な家賃で入居できるよう、空き家や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みを構築する。親族が近居する場合のUR賃貸住宅の家賃割引等を活用することにより、子育て世帯の住まいの確保を支援する。

「経済・財政再生計画」に基づく改革工程表に掲げる社会保障に係る改革項目を着実に推進し、社会保障の効率化による社会保険料の増加の抑制を図る。

(2) 潜在的な消費需要の実現

① 健康長寿分野での新社会システムの構築

日本健康会議の「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の目標達成に向け政府としても協力し、自治体や企業・保険者における先進的な取組の全国展開を図るとともに、保険者への支援やインセンティブ付与、民間企業とのマッチング強化等を通じて健康経営及びデータヘルスの好事例を全国展開する。

高齢者の生活環境の向上のため、民間活力を活用した健康・医療サービスの創出育成・利用促進を図るとともに、モバイルやICTによる医療介護支援・健康管理、自動車への衝突回避ブレーキの標準装備化など、先進技術の普及を促進する。

② 国内・外国人旅行者双方による観光・旅行消費の活性化

(略)

(3) ストックを活用した消費・投資喚起

(略)

(4) 消費者マインドの喚起

(略)

4. 成長と分配をつなぐ経済財政システムの構築

(1) アベノミクスの成果の活用

これまでのアベノミクスの取組により、もはやデフレ状況ではなくなり、雇用や賃金、企業収益の改善など経済再生は着実に進展し、それに伴い歳入面では税収が大幅に増加してきた。また、歳出面でも、現役世代の生活保護世帯数や失業給付の支出額の減少、被用者保険の被保険者数の増加、歳出改革の取組等により成果が生まれてきており、財政健全化も進展してきている。

アベノミクス第2ステージでのより強化した経済政策の下、「成長と分配の好循環」を回していくことを通じて、このような経済再生と財政健全化の好循環も更に持続的かつ安定的なものとしていく。

我が国の経済成長の隘路あいろの根本にある人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処

するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。

(2) 行政手続の簡素化・効率化・オンライン化

(略)

(3) 歳出効率化の成果等を現役世代や地域に還元する仕組みの構築

制度横断的に社会保障の負担（税・社会保険料）・給付の構造や決定プロセス等を検証し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を進める。

経済・財政一体改革の取組の下、歳出改革や経済再生により生まれた歳出抑制の成果を、子育て支援等に還元することができる仕組みを構築するとともに、潜在需要を顕在化させる公的サービス産業化を一層加速させる等、歳出改革へのインセンティブを強化する。

共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、関係府省庁が連携して、ボランティア参加者の拡大に向けた取組を推進するとともに、民間非営利組織、企業及び行政などの多様な主体が協力し合い寄附の普及啓発活動等を行う「寄付月間」等の寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。

(4) 資源配分の効率化

経済・財政再生アクション・プログラムにおけるKPIの把握、評価方法の確立とともに、実効的なPDCAサイクルを構築する。また、「見える化」の徹底や優良事例の横展開、インセンティブ改革の加速等を進めていく。これらを通じ、国・地方のワイズ・スペンディングを推進し、効率的な資源配分を実現していく。

第3章 経済・財政一体改革の推進

1. 経済・財政一体改革の着実な推進

「経済再生なくして財政健全化なし」。アベノミクス第2ステージでのより強化した経済政策の下においても、この方針に変わりはない。600兆円経済の実現と2020年度（平成32年度）の財政健全化目標⁸の達成の双方の実現を目指す。ワイズ・スペンディングの考え方に立って、経済・財政一体改革の推進に資するように改革の成果を活用しながら、財政の収支改善も図っていくことが必要である。経済再生と財政健全化の二兎を追いつながら、改革の成果を活かして更に改革を推進していく。

「経済・財政再生計画」における歳出・歳入両面の取組を進める。このため、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに、改革の時間軸を明確化する改革工程表と、その進捗管理や測定に必要となる主な指標であるKPIを定めた経済・財政再生アクション・プログラムに基づいてPDCAサイクルを実効的に回していくことにより、着実に取組を進める。

歳出改革に当たっては、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を通じて、国・地方を通じたボトムアップの改革を推進する。あわせて、国庫支出金や義務的経費を含め、歳出全般について経済再生と財政健全化に資するよう、ワイズ・スペンディングの仕組みの強化を進める。

なお、追加的な歳出増加要因（子ども子育て・家族支援等）については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。

2. 先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大

(1) 先進・優良事例の展開促進

公的サービスの在り方を改革している事例を上手く掘り出し、関係者間で共有し、広く基礎自治体レベルの現場まで浸透・拡大を図っていく。先進的で優良な取組を後押しする施策を推進するとともに、そうした取組の展開を関係府省庁が協力して取り組む。特に、健康増進・予防サービス、自治体の公共サービスの分野において重点的に取り組む。

① 健康増進・予防サービス

健康増進・予防サービスについて、国民が受けるサービスの水準を維持・向上しつつ、歳出効率化と経済活性化の両方を実現するため、「健康増進・予防サービス・プラットフォーム

⁸ 国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことをいう。

オーム」の取りまとめ⁹を踏まえ、関係府省庁等における具体的な取組を進め、医療関係者等とも連携しつつ、優良事例の全国への展開を進める。

② 自治体の公共サービス

(略)

(2) 国と地方の連携強化

(略)

(3) 「見える化」の徹底・拡大

関係者や現場の創意工夫を重んじるボトムアップによる躍動感ある改革を実現するため、多くの国民、民間企業等、行政の関係者が、問題の所在、改革の必要性や方向性、成果の有無・程度を共有するための基盤となる「見える化」を進めることが重要である。

このため、基礎となるデータセットを公開するとともに、集約・分析したデータを一元的かつ容易に閲覧・検索ができるシステムを構築する。

また、ボトムアップの改革の成否は、自治体の現場等へ諸改革をどこまで浸透・拡大させることができるかにかかっている。地方団体との対話、地方公共団体関係者に対する認識調査や現場関係者からのヒアリング等を重ねるとともに、シンポジウムの開催、広報の展開等に取り組んでいく。

3. ワイズ・スペンディングの仕組みの強化

財政の「質の改善」を図り、現下の課題に対応するため、歳出の中身を大胆に入れ替え、政策効果が乏しい歳出は徹底して削減し、政策効果の高い歳出に転換するワイズ・スペンディングの仕組みの強化が重要である。経済再生と財政健全化の双方に資するかどうかという観点からの優先順位付けとデータ分析による効果や成果の評価などの分析を、経済財政諮問会議での議論等を通じて、適切に予算編成の過程に取り込んでいく。

また、経費の別を問わず、分野横断的あるいは広域的な枠組みによって効果を高める取組を推進する。

制度により支出が決められている義務的経費についても、現金・現物給付分と制度の運営等の経費分の双方について、過去のトレンドを当然の前提とするのではなく、健康寿命の延伸や住民サービスの広域化、IT化の進展等を踏まえながら、住民サービスの在り方の改革や制度全体としての見直し等を行い、データやデータ分析を活用したエビデンスに基づくPDCAサイクルを徹底する。

(国庫支出金のパフォーマンス指標)

⁹ 「歳出効率化に資する優良事例の横展開のための健康増進・予防サービス・プラットフォーム中間報告」
(平成27年12月7日経済財政諮問会議提出)

国が地方自治体に対して支出する国庫支出金については、地方財政に占める割合が相当規模になっていることや最終的な予算執行までの資金の流れが多段階になるため、国の支出段階のみでのPDCAだけでは、実際の予算執行の現場に手の届くものとはならないことに鑑み、成果の向上と「見える化」に一段の工夫が必要である。その際、国庫支出金の性格に応じた対応が必要である。

まず、法令等により必ず支出することになっている国庫支出金は、関連する取組を含めた制度全体の検討を進めることで、制度ごとに予算の有効活用や政策目的の実現を図っていく。

一方、地方の裁量度の高いものについては、地方の創意工夫を引き出し、実情に応じた取組を促すことが重要である。このため、国庫支出金の性格に応じ、その政策目的が実現したかどうかを地方自治体ごとに評価する指標(国庫支出金のパフォーマンス指標)の設定・評価のための分野横断的仕組みを構築する。国庫支出金のパフォーマンス指標の設定等に当たっては、行政事業レビューの成果指標(国レベルのアウトカム指標)と整合的かつ一体的に行うことが必要である。

所管府省庁は、地方の裁量度の高い分野について、国庫支出金のパフォーマンス指標の設定を求めるとともに、その配分に当たっては、地方自治体ごとの取組状況や達成度合い等に応じてメリハリをつける。あわせて、国庫支出金ごとに、地方自治体への交付状況や達成状況の評価について「見える化」とともに、データに基づく自治体間の比較により、先進・優良事例の積極的な展開を図る。

4. 実効的なPDCAサイクルの構築

実効的なPDCAサイクルを構築するため、経済財政諮問会議において、各府省庁が概算要求の検討に着手する前から議論と精査を進める。改革工程表・KPIに基づいてPDCAサイクルを実効的に回していくことが極めて重要であり、経済・財政一体改革推進委員会において、主導的に進捗管理、点検、評価を行う。各府省庁は、これらを概算要求等に適切に反映させる。

その際、毎年度の取組状況や指標のチェックとともに、複数年度にわたる視点も重視する。また、今回の改革は、主要歳出分野ごとにキャップを設定するような総額で管理する手法ではなく、ボトムアップで改革効果を積み上げていく手法を取っていることから、改革の浸透・拡大と効果の発現について、事後的な把握を行い、更なる改革につなげていく。さらに、政策評価や行政事業レビューと有機的連携を図りながら、改革工程表の個別事項の進捗状況を検証する。

あわせて、PDCAサイクルの実効性を高めるため、点検、評価自体の質を高めていく取組が重要であり、指標や分析のオープンデータ化を積極的に進めるとともに、政策効果の測定につながる統計等の公表を早めるよう努める。

PDCAサイクルの構築に当たっては、当初予算だけでなく補正予算に計上される経費や、自治体を介さず民間団体等へ交付する補助金等を含め、検討を行う。

なお、経済・財政一体改革推進委員会において改革工程表に沿った諸改革の進捗状況

を検証し、概算要求及び年末までの予算編成過程への反映について議論する。さらに、先進・優良事例の展開促進、「見える化」の徹底・拡大、改革工程・KPIの把握と点検・評価等を進め、本年末には、改革の進捗状況や新たな改革工程の具体化等を踏まえ、経済・財政再生アクション・プログラムについて必要な改定を行う。

5. 主要分野ごとの改革の取組

(1) 社会保障

① 基本的な考え方

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

その中で、以下のような取組を推進する。

② 「見える化」の更なる深化とワイズ・スペンディング

改革工程表に基づく改革の推進に当たっては、医療・介護分野等における給付の実態やその地域差等を明らかにする「見える化」を徹底して行うことで、保険者や行政はもちろん、サービス利用者であると同時に費用負担者でもある国民や、サービス提供者である医療・介護等関係者が自らの行動を見つめ直す契機とすることが重要である。それが、「見える化」に基づいて実施される適切な施策とあいまって、国民一人ひとりのより望ましい選択・行動につながることで、医療・介護等の効率的な給付が実現し、限られた財源が賢く活用されることとなる。

以上の観点に立って、以下の取組を推進する。

i) 医療

(医療費適正化計画の策定、地域医療構想の策定等による取組推進)

「経済・財政再生計画」が目指す医療費の地域差の半減に向け、医療費適正化基本方針に係る追加検討を進め、地域医療構想に基づく病床機能の分化及び連携の推進の成果等を反映させる入院医療費の具体的な推計方法や、医療費適正化の取組とその効果に関する分析を踏まえた入院外医療費の具体的な推計方法及び医療費適正化に係る具体的な取組内容を、本年夏頃までに示す。医療費適正化計画においては、後発医薬品の使用割合を80%以上とすることに向けた後発医薬品の使用促進策について記載するとともに、重複投薬の是正に関する目標やたばこ対策に関する目標、予防接種の普及啓発施策に関する目標等の設定を行い、取組を推進する。

医薬品の適正使用の観点から、複数種類の医薬品処方適正化の取組等を実施する。また、費用対効果評価の導入と併せ、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図るとも

に、生活習慣病治療薬等の処方の方等について本年度より検討を開始し、平成 29 年度中に結論を得る。

地域医療構想については、本年度末までに全ての都道府県で策定が完了するよう、研修会の開催などの都道府県への支援を行うとともに、地域医療介護総合確保基金のメリハリある配分等により、病床の機能分化・連携を推進する。

医療計画・介護保険事業（支援）計画との整合性やこれまでの議論の内容に十分留意しつつ、介護療養病床等の効率的なサービス提供体制への転換について検討し、本年末までに結論を得る。

医療従事者の需給の見通し、地域偏在対策等について検討を進め、本年内に取りまとめを行う。特に医師については、地域医療構想等を踏まえ、実効性のある地域偏在・診療科偏在対策を検討する。

（医療費の増加要因や地域差の更なる分析、医療・介護データを連結した分析等）

高齢化などの人口要因や診療報酬改定等による影響を取り除いた医療の伸び（「その他」を要因とする伸び）など医療費の増加要因や、診療行為の地域差を含む地域差について、更なる分析を進める。医療保険者によるレセプト等の分析による医療の実態把握や、レセプト情報の活用による医療の質の評価の検討を行うとともに、分析結果等について医療専門職との情報共有を進めることで質の改善につながる仕組みについて検討を行う。医療・介護の総合的な対策を推進するために、双方のデータを連結した分析を進める。また、今後更に増大する施策や研究利用のニーズに対応するため、拡充した NDB¹⁰のサーバーの活用等を進める。

（データヘルスの強化等）

データ分析に基づき、被保険者の個々の状態像に応じた適切な対策を実施することで、効果的なデータヘルスを実現するとともに、健康維持率等の継続的把握により、各保険者の取組状況や効果を測定する。診療報酬と保健事業の役割分担等について検討しつつ、合併症予防を含む重症化予防等の取組を進める。

また、保険者によるデータの集約・分析や保健事業の共同実施等を支援する。ICT とビッグデータを最大限活用し、保険者によるデータヘルスや医療の質の評価・向上を通じて「医療の質を創る」ための新たな保険者支援サービス¹¹について、ICT 時代にふさわしい審査支払機関の在り方の議論を踏まえて検討する。

データヘルスの好事例の全国展開に向け、国レベルでの医療関係団体とのプログラム

¹⁰ レセプト情報・特定健診等情報データベースの呼称（ナショナル・データベース（National Data Base）の略）。厚生労働大臣が医療保険者等から収集する診療報酬明細書及び調剤報酬明細書に関する情報（レセプト情報）並びに特定健康診査・特定保健指導に関する情報（特定健診等情報）を NDB に格納し管理している。

¹¹ 保険者が医療や健康管理に関する積極的な情報提供等を行うことにより国民が主体的により質の高い医療を選びとることができるよう、保険者の効果的なデータヘルス事業等を支援するサービス。

の共同作成や、先進的なデータヘルス事業の体系的な整理・パッケージ化を行うとともに、平成30年度からのインセンティブ改革を本年度から一部前倒しで実施し、取組を行う自治体のインセンティブを導入する。インセンティブの指標の設定に当たっては、医療費適正化に資するよう、その内容を明確に提示するものとする。また、企業による健康経営の取組とデータヘルスとの更なる連携を図る。

データヘルス事業に十分な資源を投入できない保険者に対し、事業導入に係る初期費用の補助を含めた支援を行うとともに、保険者と民間企業等のマッチングを促進する。

(健康づくり・疾病予防・重症化予防等の取組推進)

日常生活の動線の中で健康づくり・疾病予防ができる環境を地域ぐるみ・企業ぐるみの取組により整備する。平成29年6月に見直す予定の次期「がん対策推進基本計画」の策定に向け議論を進め、がん検診受診率の更に高い目標を設定し、特に、国際的にも受診率の低い女性特有のがん等に関する検診の受診率向上を図るとともに、がん検診と特定健診の同時実施等による健診のアクセス向上等により特定健診受診率の大幅な向上を図る。かかりつけ医等とも連携しつつ、健康づくりや疾病予防、重症化予防等への効果的な誘導を実現する。高齢者のフレイル¹²対策については、保険者が参照するガイドラインの作成・周知や先駆的な好事例を踏まえた効果的な事業の全国展開等により、更に推進する。予防・健康づくり等の取組に係る共通のインセンティブ指標を踏まえつつ、保険者努力支援制度や後期高齢者支援金の加算・減算制度等について具体的な指標を検討し、疾病予防・健康づくり等に関するインセンティブ強化を実現する。メンタルヘルスなど精神医療の質の向上を図る。

(人生の最終段階における医療の在り方)

人生の最終段階における医療の在り方については、その実態把握を行うとともに、国民的な議論を踏まえながら、地域包括ケアシステムの体制整備を進めつつ、医療従事者の育成研修の全国的な実施や国民への情報提供等により、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による決定を基本として人生の最終段階における医療を進めるプロセスの普及を図る。

ii) 介護

介護分野においては、地域包括ケアシステムの一層の推進を図るとともに、地域差の縮小も実現する。そのために、要介護度別認定率や一人当たり介護費等の地域差を各保険者が自ら分析できるよう、地域包括ケア「見える化」システム¹³の開発・活用を推進

¹² 加齢とともに、心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡等の危険性が高くなった状態。

¹³ 介護保険に関連する情報（介護給付費請求情報や要介護認定情報等）をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報（人口推計等）を一元化し、これらの情報をグラフ等を用いて見やすい形で市町村等や国民に広く共有するためのシステム。

する。これにより、各保険者の給付実態を明らかにし、それぞれの課題に応じた効果的な施策実施につなげていく。

市町村や都道府県による取組の好事例等について、全国展開を推進する。介護保険事業計画のPDCAサイクル強化や、保険者機能の強化、市町村による高齢者の自立支援・介護予防等を通じた給付の適正化に向けた取組へのインセンティブ付け等に係る制度的枠組み等について検討し、本年末までに結論を得る。

行政が求める帳票等の文書量の半減や介護ロボット・ICT等の次世代型介護技術の活用による介護の質・生産性の向上を進める。

iii) その他

平成28年度診療報酬改定の影響について、調査・検証を行う。特に、かかりつけ薬剤師による服薬状況の一元的・継続的把握、服薬指導等への評価の新設を含む調剤報酬については、患者本位の医薬分業の実現の観点から、改定内容の「見える化」や効果の検証等を実施する。

生活保護制度における医療扶助の地域差やその要因等の分析を進め、医療扶助の特性も踏まえつつ、適正化に向けた取組を推進する。後発医薬品の使用促進や頻回受診の適正化のため、各自治体において計画を策定し、取組を推進する。

社会保障関係費の増加要因について、エビデンス・ベースで検証を行う。

中長期的な医療・介護費等の見通しを集中改革期間内に作成するとともに、改革の成果を把握・検証する。

③ 潜在需要の顕在化

600兆円経済の実現に向け、社会保障分野においても、民間の資金や知恵を活用することで健康長寿分野における多様な需要を顕在化させ、消費・投資市場を拡大させていく。

民間企業も活用した保険者による重症化予防等のデータヘルス及び健康経営の推進は、医療費の適正化、国民の生活の質（QOL; Quality of Life）の向上、健康長寿分野での潜在需要の顕在化、企業における生産性向上にもつながるものであり、好事例を参考としつつ、強力な推進策を講ずる。健康機器等を活用したデータヘルスの推進等により、健康関連産業の育成を図るとともに、医療系ベンチャーの振興を図る。

介護分野において個々の状態やニーズに応じた多様なサービス提供を実現する観点から、介護保険外サービスの活用促進を含め、多様な生活支援サービスの利用を推進する。電子版お薬手帳の活用による様々な健康情報等とリンクした薬局の総合的な健康サポート機能の充実を図る。

(2) 社会資本整備等

(略)

(3) 地方行財政改革・分野横断的な課題
(略)

(4) 文教・科学技術等
(略)

(5) 歳入改革、資産・債務の圧縮
(略)

第4章 当面の経済財政運営と平成29年度予算編成に向けた考え方

1. 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方

我が国経済の現状をみると、企業収益、雇用・所得環境といったファンダメンタルズは引き続き良好であるが、消費や設備投資に力強さを欠いた状況が続いている。また、熊本地震の地域経済や日本経済に与える影響にも留意していく必要がある。

政府においては、平成27年度補正予算及び平成28年度予算を前倒しして執行するとともに、熊本地震による被災者支援や災害復旧を目的とした平成28年度補正予算を編成し、対応を進めてきた。「G7伊勢志摩経済イニシアティブ」も踏まえ、引き続き、弱さのみられる個人消費、住宅・自動車等の耐久財等の動向、海外経済や国際金融情勢に細心の注意を払い、この秋に向けて総合的かつ大胆な経済対策を取りまとめること等により、デフレに後戻りすることなく完全に脱却できるよう、万全の対応を行う。

また、賃金・可処分所得の引上げとともに、潜在的な需要の実現に向けた規制改革や消費・投資の喚起策等を推進する。さらに、生産性革命の加速、新たな有望成長市場の創出、世界で一番企業が活動しやすい環境に向けた取組、TPP等に対応した海外の成長市場との連携強化、内外人材の活用等を通じて成長戦略を加速するとともに、子ども子育て支援の拡充、働き方改革をはじめとする一億総活躍社会の構築を通じて、「成長と分配の好循環」を実現する。

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

2. 平成29年度予算編成の基本的考え方

(1) 集中改革期間2年目の取組

平成29年度は集中改革期間の2年目であり、そこでの成果は改革の成否を左右する重要なものとなる。平成29年度予算編成においては、「経済・財政再生計画」及び経済・財政再生アクション・プログラム、改革工程表に則って取り組み、経済・財政一体改革を面的に拡大するとともに、国と地方を通じたボトムアップの改革を加速する。

(2) 平成29年度予算編成の在り方

平成29年度予算編成に当たっては、以下に掲げる取組を重点的に推進する。

- ① 経済財政諮問会議において、各府省庁が概算要求の検討に着手する前からエビデンスを基に議論と精査を進める。その上で、予算編成に経済・財政一体改革を反映させる。特に「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」をはじめとして、歳出改革のモメンタムと持続性を強める取組を重視するとともに、国庫支出金等についてもエビデンス・ベースの精査と見直しを

徹底して進める。

- ② 健康増進、コンパクトなまちづくり、住民・行政サービスの広域化・IT化等に向け、先進・優良事例の展開促進、国と地方の連携強化、「見える化」の徹底・拡大を進める。
- ③ 我が国の経済成長の隘路^{あいろ}の根本にある人口減少、少子高齢化という構造的課題に対処するため、アベノミクスの成果も活用しつつ、一億総活躍社会の実現等の重要課題に係る取組を推進する。
- ④ 第3章に掲げる主要分野ごとの改革の取組を大胆に推進するためのメリハリの効いた予算とする。

社会保障については、改革工程表において本年末までに結論を得ることとされている事項をはじめ、「経済・財政再生計画」に掲げられた改革項目について改革工程表に沿って改革を着実に実行する。医療費適正化計画に係る取組を含め、医療・介護分野等における徹底的な「見える化」に取り組む。また、医療費等の増加要因について、データやデータ分析に基づいて、精査・検証する。

社会資本整備等については、コンパクト・プラス・ネットワークの形成と公的ストックの適正化により、人口減少社会においても、持続可能な都市構造の実現を図っていく。また、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、老朽化対策等の分野について、ストック効果の高い社会資本へと選択と集中を進める。さらに、コンセッション方式をはじめとする多様なPPP/PFI手法の活用により、公的負担の抑制を図りつつ、新たなビジネス機会の創出を図る。

地方行財政については、窓口業務の適正な民間委託等の加速や自治体クラウド等のICT化・業務改革の全国展開及び広域化・共同化などの取組を進めるとともに、地方行財政の「見える化」を徹底する。改革工程表に沿ってトップランナー方式を着実に実施する。

科学技術については、「第5期科学技術基本計画」に基づき、官民合わせた研究開発投資でGDP比4%以上（政府1%）を目指す。その中で、民間資金の導入が一層促進されるよう、制度整備等を行いつつ、政府研究開発投資を行う。あわせて、PDCAをしっかりと回し、重点化を図っていく。

その他の分野についても、無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付け（ワイズ・スペンディングのチェック）の下で予算編成を行う。

これらの取組により、できる限りの基礎的財政収支の改善を実現する。

経済・財政一体改革推進委員会においては、改革効果が着実に発現するよう、引き続き、諸改革の進捗管理、点検、評価を適切に行っていく。